

資料2 とりまとめ（案） P9

- （4. IT重説の社会実験の検証結果を踏まえた今後の対応  
（1）賃貸取引②留意すべき事項 オ）

沢田委員修正意見

オ IT重説の模様を録画・録音する場合は、個人情報の保護に関する法律に従い、説明の相手方に対し、その利用目的を通知しなければならない。利用目的の例としては、「トラブル発生時に参照するため」等が考えられる。

また、録画・録音に伴う相手方の不安を軽減するため、第三者提供を行う可能性の有無、想定される開示先、保存期間、保存方法、相手方が開示を希望した際の手続き等につき、可能な限り説明を行い、同意を得ることが望ましい。

参考：とりまとめ（案）

オ IT重説を録画・録音する場合は、個人情報の保護の観点から、あらかじめ説明の相手方の同意を得ることが望ましいこと。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則った取扱いを行う必要があること。これらのことは、説明の相手方が行う録画・録音についても、同様であること。なお、録画・録音は、トラブルが発生したときの解決手段として有用であると考えられること。